

2023年2月8日

全国RYLA連絡会のご案内

2022-23年度

地区ガバナー 各位
地区ガバナーエレクト 各位
地区RYLA委員長 各位
地区青少年奉仕委員長 各位

RI理事 佐藤芳郎
TRF管理委員 三木 明
RIJYEM理事長 上山昭治

梅花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の第13回全国RYLA研究会(RID2690主催、於鳥取)に於きまして、全国RYLA連絡会(以下、「本連絡会」と言います)の設立が決定され、規約が承認されました。本来であれば本年度に入って早々に本連絡会の体制作りを開始すべきところでありましたが、ご案内が大変遅れましたことをここにお詫び申し上げます。尚、本連絡会の規約につきましては、別項の資料をご確認ください。

- (全国RYLA連絡会の組織体制について)

そこで、第14回全国RYLA研究会(RID2510主催、於札幌)の青少年奉仕関連委員長会議(規約8項)において、本連絡会の実行委員会の活動方法を協議し、組織体制を確立したいと思っております。

- (参加地区のご確認とご担当者について)

つきましては、本連絡会の設立にあたりまして、参加地区のご確認とご担当者をお知らせいたしたく、別紙ご案内いたします。

- (RYLA研究会と地区RYLA委員長会議について)

現在、RIJYEMの協力によりRI青少年プログラムについて全国委員長会議等が開催されていますが、本連絡会においても研究会とは別に全国委員長会議等を開催すべき時期を迎えていると思われまます。

尚、全国委員長会議は、研究会とは異なる性格を持つと思われまますので、RYLAはRYLA特有の問題について何が協議の対象となりうるか等についても検討する必要があると思われまます。

以上、第14回全国RYLA研究会におきまして正式に本連絡会を発足させることが望ましいと存じますので、関係各位におかれましてはご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

地区ガバナー 各位

全国 R Y L A 連絡会 地区参加申込 及び 運営委員推薦書

RIJYEM 事務局

別紙にてご案内致しました全国 RYLA 連絡会につきまして、貴地区の参加登録をお願い致します。参加登録される地区には運営委員をお1人ご推薦頂きますようお願い申し上げます。

※全国 RYLA 連絡会では全国研究会とは別に恒常的な連絡と協議が可能な体制をとる為、運営委員会を設けることとしております（規約第12条）

ご回答方法：下記いずれかの方法でご提出をお願いいたします。）【期日：3月15日】

イ) Google フォーム：下記 Google フォームよりご登録ください。

(URL) <https://forms.gle/7xFhf9h23CmNdnUQ9>

ロ) RIJYEM 宛てメール または FAX でも受け付けております。

下欄にご記入の上、RIJYEM 宛てご送付ください。

e-mail : rijyem@air.ocn.ne.jp

FAX 番号 : **03-6431-8107**

* * * * * 地区参加申込 及び 運営委員推薦書 * * * * *

記入日：2023年 月 日

地区番号	
記入者(地区ガバナー) 氏名	
参加の有無について (○で囲む)	A 地区参加する
	B 地区参加しない
	C その他 ()
運営委員の情報提供欄	
氏名	
所属クラブ	
地区役職	
メールアドレス	

※提出締切日：2023年3月15日

全国 R Y L A 連絡会規約

2022年5月21日成立

1. (目的)

本会は国際ロータリーの内日本国の各地区（以下、単に「各地区」という）の R Y L A 関連委員会の連絡網を形成することを目的とする。

2. (研究会)

各地区の R Y L A セミナーを中心とする R Y L A 活動の情報を相互に交換する為、原則として毎年度 1 回全国 R Y L A 研究会（以下、「研究会」という）を開催する。

3. (開催主体)

(1) 研究会は地区単位により開催する。

但し、複数の地区の共同開催を妨げない。

(2) 開催地区は開催年度（期間はロータリー年度と同じ）の間、本会の事務局としての役割を果たす。

4. (研究会の内容)

(1) 研究会の内容はロータリー章典の趣旨に沿って開催地区が決定する。

(2) 前項の「内容」にはプログラムの策定、活動組織体の設立等研究会開催に必要な事項を含む。

5. (プログラムの継続性)

研究会開催地区は、プログラムの決定に当たり、前年度を始め過去の研究会の成果を尊重する。

6. (実行委員会)

(1) 開催地区は、研究会の開催に当り実行委員会を設置し、研究会のプログラムの立案をし、必要に応じ他地区に連絡をする。

(2) 実行委員会の設立については全国レベルと地区レベルとを別組織とすることができる。

(3) 全国レベルの実行委員会の設立に当り、本連絡会は、日本国内選出の現 R I 理事、R I 理事会理事経験者への協力を要請する。

7. (ロータリーファミリー)

(1) 研究会開催に当り、R Y L A 学友会、ローターアクト等ロータリーファミリーの参加が奨励される。

(2) ロータリーファミリーが参加したときは、充分の危機管理態勢が義務付けられる。

8. (委員長会議)

研究会プログラムの一部に各地区の青少年奉仕委員長、R Y L A 委員長、もしくはその他の青少年活動関連委員長による委員長会議の開催を含むものとする。

9. (会議開催方法)

委員長会議の議長は原則として開催地区から選出する。

但し、必要のあるときは開催地区は、地区を問わず副議長その他の役員を選出することができる。

10. (議案)

(1) 議案の内には次年度開催地区の決定が含まれるものとする。

(2) 次年度開催地区について、開催地区には、全国レベル実行委員会、他地区と協力して、事前に立候補地区の有無を調査することが望まれる。

11. (議決)

議決の決定は出席地区毎に一票とし、その過半数の支持を必要とする。

12. (運営委員会)

(1) 本規約で定める研究会以外の業務を遂行する為、本会に運営委員会を設置する。

(2) 年度は毎年7月1日から翌年6月30日迄とする。

(3) 運営委員会の委員は、本会に参加する地区が地区毎に1名を選任する。

(4) 委員の任期は各地区毎に定める。

(5) 運営委員会の委員長は、原則として研究会を開催する地区の委員とする。

(6) 委員長は毎年度運営委員会の役員5名程度を選任する。

(7) 運営委員会はその運営について、運営委員会規則を設けることができる。

13. (R I J Y E M)

本会は、各地区間の連絡についてR I J Y E Mに協力を求めて、相互に協働し、その連絡体制の維持に努める。

14. (その他の全国的活動)

各地区がR Y L A 活動について全国レベルでの活動を行うときは、本会の関与を求めることが奨励される。

15. (規約の変更)

1. 各地区は、必要があると認める時は、本規約について変更を求めることができる。

2. 本規約の変更については、事前に発議の上委員長会議において審議し、出席委員長(各地区1票とする)の3分の2以上の支持があったとき可決されるものとする。

以上